

はじめに

- 東京都は、平成 16 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、平成 18 年 3 月に、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を初めて策定しました。
- その後、平成 19 年度の法改正を踏まえた計画改定を経て、平成 24 年 3 月には、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間とする現在の基本計画を策定しました。
- 東京都は、この基本計画に基づき、暴力を容認しない社会の実現に向けて、暴力の未然防止と早期発見の推進、多様な相談体制の整備、安全な保護のための体制整備など着実な施策の推進を図ってきました。
- 現行計画策定後、平成 25 年には、法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について法が準用されることとなり、法の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。また、法に基づく国の基本方針も改定されました。
- 現行計画は平成 28 年度末で計画期間が終了することから、この法改正や国の基本方針も踏まえ、改定を行う必要があります。
- 本審議会では、平成 28 年 6 月に、知事から「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定に当たっての基本的考え方について諮問を受け、審議を行ってきました。
- 審議に当たっては、現基本計画の進捗状況や平成 27 年 12 月に閣議決定された国の第 4 次男女共同参画基本計画などを勘案し、7 か月にわたって議論を重ねてきました。10 月には「中間のまとめ」を公表し、都民意見の募集を行ったところ、都民の皆様から御意見を寄せていただきました。本審議会では、寄せられた皆様の御意見を参考に、さらに議論を深め、「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定に当たっての基本的考え方をここに答申するものです。
- 本答申では、東京都が目指すべき配偶者暴力対策のあり方に加え、性暴力やストーカー行為、性・暴力表現への対応など、近接する課題への対策などの基本的考え方を示すとともに、基本計画に盛り込むべき事項を目標毎に示しています。
- 本審議会は、東京都がこの答申をもとに、実効性ある基本計画を策定し、暴力を容認しない社会の実現に向けて、これから求められる施策の展開を着実に図っていくことを求めるものです。

東京都男女平等参画審議会会長
佐々木常夫